

平成 2 9 年第 5 回

かほく市教育委員会議事録

平成 2 9 年 5 月 2 4 日

議 事 録

平成２９年第５回かほく市教育委員会議事録		
招集年月日	平成２９年５月２４日（水）	
招集の場所	かほく市役所 ２０３会議室	
開 会	平成２９年５月２４日（水） 午後３時５４分宣告	
出席委員	教育長	山 越 充
	教育長職務代理者	山 本 滝 男
		松 井 三枝子
		長 柄 悦 子
		南 文 夫
欠席委員	なし	
説明のため出席した者の職氏名	教育部長	虎 谷 寛
	生涯学習課長	折 戸 靖 幸
	学校教育課 課長補佐	北 川 直 紀
	教育センター所長	西 尾 康 弘
会議に職務のため出席した者の職氏名	学校教育課 主査 杉 角 浩 一	
議事録署名委員の指名	教育長は、議事録署名委員に次の２人を指名した。	
	山 本 滝 男	松 井 三枝子

会議に付した事件並びに審査結果	議案番号	件 名	結 果
	議案第 15 号	河北採択地区協議会規約の一部改正について	原案可決
	議案第 16 号	平成 28 年度かほく市教育委員会点検及び評価報告書について	継続審査
	議案第 17 号	河北採択地区協議会委員の委嘱について 【非公開案件】	原案可決
		以下余白	
	請願・陳情 番 号	件 名	結 果
		案件なし	

協 議 ・ 報 告 事 項
(1) 平成 29 年度第 1 回社会教育委員会議の結果について (2) 平成 29 年度コミュニティ・スクールプランに係る査定結果について

開 会

【山越教育長】

それでは、只今から平成 29 年第 5 回かほく市教育委員会を開催いたします。

議事録署名委員の指名

【山越教育長】

議事録署名委員の指名をいたします。今回は署名委員として山本委員、松井委員を指名いたします。よろしくお願いします。

前回議事録の承認

【山越教育長】

前回議事録の承認ということで、事務局より説明願います。

【北川学校教育課課長補佐】

(4 月 28 日開催の議事録にて説明)

【山越教育長】

前回議事録について何かご意見、ご質問はありますか。

(意見・質問なし)

【山越教育長】

ご意見等ないようでありますので、前回議事録は承認されたものといたします。

教育長の報告

【山越教育長】

それでは、教育長の報告をさせていただきます。

前回 4 月 28 日の教育委員会以降、石川県市町教委連総会、郡市教委連の総会にご出席いただき、ありがとうございました。

この間、ゴールデンウィーク等もありましたが、特に学校からの問題もありませんでした。行事の関係でも、各種団体の総会も概ね終了し、残すところわずかとなっております。特に今年度に入って、哲学館でのライトアップということもあり、2 回のコンサートを開催しております。参加者数を見ても、想定以上に来場者があったことから、文化芸術への関心も潜在的にあることが、改めて確認できました。

また、ふれあいウォークでも、今回初めて夜間開催としたところ、多くの参加をいただきましたし、顔ぶれにも変化がありました。これまで、休日の午前中ということで、これまで参加いただいた方が参加できないこともあったのかと思います。どちらかといえば、若い方の参加が多かったと思います。少し参加者の分析をして、今後の取り組みの参考にしていかなければいけないと感じました。

学校では校外活動の真っ盛りであります。小学校では宿泊体験、中学校では昨日、陸上競技大会が行われ、いよいよ部活動のまとめのシーズンに突入いたしました。

また、明日から指導主事訪問もスタートいたします。

5月16日には、教育センター主催の教職員の全体研修も開催いたしました。指導主事から次期学習指導要領改訂のポイントを説明しました。研修会での教職員に対してのアンケートの回答を見ていましたら、中には、まだ先のことと感じているような意見もありました。社会が目指す流れの中での学校教育のあり方ということは2020年からではなく、今から先生方には十分認識をしてもらいたいと思っています。またアクティブ・ラーニングの手法についての学びたいという意見もありましたが、これを授業手法として捉えると間違った方向に行くのではないかと感じております。本来は、子どもたちに身に着けなければならない力の育成という観点が大切であり、校長会を通じて指導していきたいと思っています。

また、5月17日から19日にかけて、全国都市教育長会に参加させていただきました。話の内容は、県市町教委連での講演同様、次期学習指導要領の改訂に関する話がほとんどであり、特に新しい話題はありませんでしたが、以前にかほく市にも来ていただいた、教育改革実践家の藤原和博先生の講演については、社会動向の中において学校教育の狙いや、あり方についてのお話であり、興味深く聞くことが出来ました。

以上が教育長の報告とさせていただきます。只今の報告について、何かご質問、ご意見等ありましたらお願いします。

(質疑なし)

議 件

議案第15号 河北採択地区協議会規約の一部改正について

議案第16号 平成28年度かほく市教育委員会点検及び評価報告書について

【山越教育長】

それでは、議件の方に入ります。

議案第15号 河北採択地区協議会規約の一部改正について、事務局から説明をお願いします。

【北川学校教育課課長補佐】

平成27年4月1日から施行されている河北採択地区協議会規約の委員について、教育委員会制度が改正されたことに伴い、これまでの教育委員長から教育委員の代表者に改め、また、これまで3人となっていた研究委員会の研究員の委嘱について3人以上と改めるものであります。

【山越教育長】

今ほどの説明について、質疑等がございましたらお願いします。

【松井委員】

研究員を3名以上に変更した理由は。

【山越教育長】

経緯については、平成27年の規約を施行する以前は、研究員は種目ごとに5名であったこともありました。この規約を作った時に3人といたしました。が、先日の郡市教育長会で種目によっては3人以上必要な場合もあるだろうということで、少し弾力性を持たせればどうかとの意見もあり、今回3人以上としたものであります。

そのほか、質疑等がございましたらお願いします。

(質疑なし)

【山越教育長】

それでは、議案第 15 号 河北採択地区協議会規約の一部改正については、原案のとおり可決ということによろしいでしょうか。

(全員賛成)

【山越教育長】

次に、議案第 16 号 平成 28 年度かほく市教育委員会点検及び評価報告書について、事務局から説明をお願いします。

【北川学校教育課課長補佐・折戸生涯学習課長】

(平成 28 年度かほく市教育委員会点検及び評価報告書について、昨年度からの評価方法の変更点、新たな取り組み、評価を「A」評価とした事業、今後のスケジュールについて説明)

【山越教育長】

ただいま、事務局より説明がありました。一番大きな変更点というのは、評価について細分化したということになります。もともと、一つ一つの項目について、数値目標があったわけではないので、評価しづらい部分もありますが、修正箇所、評価について、質疑、ご意見等お願いします。

【松井委員】

昨年度、話題になっていた評価の基準ということで、今年度、細分化したということですけど、数値目標がある分については、ある程度わかりやすい評価ができるようになったかなと思いますが、数値目標を上回っていても「A」評価となっていないものもあります。その辺についてはどのような考えで評価しているのか。数値目標がなく概念的に評価しているものについて、計画通り実施したから「A」とするのか、実績が上がっているから「A」とするのか、全体的に見たときに、その区別をどうするのか、どのよう捉えればよいかと感じました。

【山越教育長】

松井委員がおっしゃったように、もともと細分化した評価をするといった前提で作成していないので、確かに評価しづらい部分があります。

【山本教育長職務代理者】

私も、そのあたりの評価について、評価基準では、計画どおり進んでいるものは「B」評価であり、昨年度と同じことをして「A」評価とするのは難しいと思います。「A」評価は、こういった成果が上がったから「A」にするといった事業でないといけないと思います。私は「A」評価を非難するわけではなく、「A」評価にすることはよいことだと思っていますので、こういった成果が上がったので「A」評価としたという説明ができるようにしてほしいと思います。

【山越教育長】

成果が上がったものについては「A」、これまでと同じなら「B」評価だということなので、きちっと説明できるものについて「A」評価にするということにしたいと思います。

【松井委員】

私は、施設の維持管理については、計画どおり施設の修繕をした場合は、「A」評価としてもよいと思います。例えば外日角小学校の改修の計画については、方向性をしっかり決められたということで「A」評価でよいと思います。

【虎谷教育部長】

私も、教育委員会で実施している事業については、すぐに成果が表れるものではなく、評価についても、一人一人の考え方も違って難しいと思います。今後は、数値目標を事業ごとに設定するなどの見直しも必要なのかなと思います。今回は、昨年の意見を踏まえ、評価しやすいように、細分化した評価としております。教育振興基本計画も中間年の見直しを予定しておりますので、その中で極力、数値目標を設定していきたいという思いであります。

また、委員さんの方で「A」評価とすればよいのではないかと思う事業がありましたら、お聞きしたいと思います。

【山本教育長職務代理者】

市立図書館と学校図書館との連携については、これまでよりも内容も充実しており、調べる学習コンクールにおいても入賞しているので、これまでになかった取り組みということで「A」評価にしてもよいのではないかと。

【松井委員】

学校体育施設の有効活用について、平成 28 年度の実績値が目標値を上回っていますが、平成 27 年度から見れば実績が減っています。このあたりは、目標を上回っているから「A」とするのか、前年度から見れば減っているから「B」とするのかこの辺の考えは。

【折戸生涯学習課長】

学校の体育館等の開放の部分については、数値的な部分は目標値を越えていますが、前年度比を見たときに、減となっておりますので「B」とさせていただきました。

【山越教育長】

評価については、やはり教育振興基本計画の最終目標に達しているのか、計画どおり進んでいるのかとの観点で評価していきたいと思います。

【山本教育長職務代理者】

基本的方向の 2 になりますが、地域づくり人材の育成、地域支援活動、学校支援ボランティアの取り組みは、コミュニティ・スクールと密接な関係がある項目であると思われますが、このあたりの位置づけはどのように考えていますか。

【折戸生涯学習課長】

コミュニティ・スクールが設置され、学校支援ボランティア事業については一つの事業ではなくなっていました。教育振興基本計画の見直しの際に、整理させていただきたいと思います。

【山越教育長】

それでは、皆さんの意見を踏まえて、6 月の中旬までに、教育振興基本計画との整合性を含め評価を見直し、教育委員さんからのご意見を事務局の方に言っていただき、修正したものを学識経験者に送付して、意見交換したいと思います。

この議案については、引き続き継続審査といたします。よろしいでしょうか。

(異議なし)

議 件【秘密会】
議案第 17 号 河北探択地区協議会委員の委嘱について【非公開案件】

(非 公 開)

協議・報告事項

- (1) 平成 29 年度第 1 回社会教育委員会議の結果について
- (2) 平成 29 年度コミュニティ・スクールプランに係る査定結果について

【山越教育長】

協議報告事項の 1 点目の平成 29 年度第 1 回社会教育委員会議の結果について、事務局から説明してください。

【折戸生涯学習課長】

(平成 29 年度第 1 回社会教育委員会議の結果について説明)

【山越教育長】

説明が終わりました。委員の方から質問、ご意見はありませんか。

(質疑なし)

【山越教育長】

次に、2 点目の平成 29 年度コミュニティ・スクールプランに係る査定結果について、事務局から説明してください。

【折戸生涯学習課長】

(平成 29 年度コミュニティ・スクールプランに係る査定結果について説明)

【山越教育長】

説明が終わりました。委員の方から質問、ご意見はありませんか。

(質疑なし)

その他

【山越教育長】

その他ということで、事務局説明願います。

【北川学校教育課課長補佐・折戸生涯学習課長】

(6 月行事予定を説明)

【山越教育長】

(次回開催日は、点検評価における学識経験者との意見交換会の終了後に実施することとし、6 月 30 日(金)を第 1 候補、7 月 5 日(水)を第 2 候補として、学識経験者と日程調整することで決定)

閉 会

【山越教育長】

以上で、平成 29 年第 5 回かほく市教育委員会を終了いたします。お疲れ様でした。

午後 5 時 36 分 閉会

教 育 長 山 越 充

署名委員 山 本 滝 男

署名委員 松 井 三枝子

議案第 1 5 号

河北採択地区協議会規約の一部改正について

河北採択地区協議会規約の一部を別紙のとおり改正する。

平成 2 9 年 5 月 2 4 日提出

かほく市教育委員会教育長 山越 充

河北採択地区協議会規約の一部改正

河北採択地区協議会規約の一部を次のとおり改正する。

第5条第1項第1号中「委員長」を「委員の代表者」に改める。

第13条第3項中「3人」を「3人以上」に改める。

附 則

この規約は、平成29年6月1日から施行する。

改 正 案	現 行
第1条～第4条 略 (委員) 第5条 委員は、次に掲げる者で、採択地区市町教育委員会がそれぞれ指名委嘱した者をもって充てる。 (1) 採択地区市町教育委員会の <u>委員の代表者</u> (2) 採択地区市町教育委員会の教育長 (3) 河北郡市校長会の代表者1名 (4) 学識経験者として、それぞれの採択地区市町教育委員会が選出する各2名 2～3 略 第6条～第12条 略 第13条 協議会は、教科用図書の選定に必要な教科用図書の調査研究を行うため、種目ごとに教科用図書研究委員会（以下「研究委員会」という。）を置く。 2 略 3 研究員は、協議会が採択地区市町教育委員会の意見を聞いて選考し、種目ごとに <u>3人以上</u> を委嘱する。この場合、種目を兼ねて委嘱することができる。 4～8 略 第14条～第16条 略	第1条～第4条 略 (委員) 第5条 委員は、次に掲げる者で、採択地区市町教育委員会がそれぞれ指名委嘱した者をもって充てる。 (1) 採択地区市町教育委員会の <u>委員長</u> (2) 採択地区市町教育委員会の教育長 (3) 河北郡市校長会の代表者1名 (4) 学識経験者として、それぞれの採択地区市町教育委員会が選出する各2名 2～3 略 第6条～第12条 略 第13条 協議会は、教科用図書の選定に必要な教科用図書の調査研究を行うため、種目ごとに教科用図書研究委員会（以下「研究委員会」という。）を置く。 2 略 3 研究員は、協議会が採択地区市町教育委員会の意見を聞いて選考し、種目ごとに <u>3人</u> を委嘱する。この場合、種目を兼ねて委嘱することができる。 4～8 略 第14条～第16条 略

河北採択地区協議会規約（案）

第1章 総則

（目的）

第1条 この採択地区協議会（以下「協議会」という。）は、義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第13条第4項の規定に基づき、河北採択地区内の市町立の小学校及び中学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うことを目的とする。

（名称）

第2条 協議会は、河北採択地区協議会という。

（協議会を設ける市町教育委員会）

第3条 協議会は、次に掲げる市町教育委員会（以下「採択地区市町教育委員会」という。）が、これを設ける。

- （1） かほく市教育委員会
- （2） 津幡町教育委員会
- （3） 内灘町教育委員会

第2章 組織

（組織）

第4条 協議会は、委員13人以内をもって組織する。

（委員）

第5条 委員は、次に掲げる者で、採択地区市町教育委員会がそれぞれ指名委嘱した者をもって充てる。

- （1） 採択地区市町教育委員会の委員の代表者
- （2） 採択地区市町教育委員会の教育長
- （3） 河北郡市校長会の代表者1名
- （4） 学識経験者として、それぞれの採択地区市町教育委員会が選出する各2名

2 委員の任期は、委員に委嘱された日からすべての採択地区市町教育委員会が教科書採択する日までとする。ただし、任期の途中で委員が交代した場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は採択地区協議会において知り得たことに守秘義務を負う。

（会長）

第6条 会長は、第5条第1項第1号の委員のうち採択地区市町教育委員会が協議により選出した委員をもって充てる。

2 会長の任期は、委員に委嘱された日からすべての採択地区市町教育委員会が採択する日までとする。ただし、任期の途中で会長が交代した場合における後任の会長の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長の職務代理）

第7条 会長は、会長に事故があるときにその職務を代理する委員をあらかじめ指名する。

（庶務）

第8条 協議会の庶務は、会長が所属する採択地区市町教育委員会事務局において処理する。

第3章 会議

（会議の招集）

第9条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会議開催の場所及び日時は、会議に付議すべき案件とともに、会長があらかじめこれを委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第10条 協議会の会議は、委員の過半数かつ第5条第1項第1号の委員全員が出席しなければ、開くことができない。

2 会長は、協議会の会議の議長となる。

3 協議会の会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、協議会の会議で定める。

(教科用図書の選定の方法)

第11条 教科用図書の選定は、第13条第6項の報告及び石川県教育委員会が作成した選定資料を参酌し、協議会の会議において協議し、委員全員の一致によって決する。

2 前項の協議が調わない種目があるときは、委員は、当該種目についてそれぞれ選定すべきと考える教科用図書に投票を行い、過半数の投票を得た教科用図書を選定する。

3 前項の場合において、過半数の投票を得た教科用図書がないときは、最多数の投票を得た2種類の教科用図書について投票を行い、多数を得た教科用図書を選定する。

4 前項の場合において、投票を行うべき2種類の教科用図書及び選定する教科用図書を定めるに当たり得票数が同じときは、協議の経過を勘案し、会長がこれを決する。

(選定した教科用図書の通知)

第12条 前条の規定により教科用図書を選定したときは、会長は、遅滞なく採択地区市町教育委員会に対して、選定した教科用図書の種類及び当該教科用図書を選定した理由を通知するものとする。

第4章 教科用図書研究委員会

第13条 協議会は、教科用図書の選定に必要な教科用図書の調査研究を行うため、種目ごとに教科用図書研究委員会（以下「研究委員会」という。）を置く。

2 研究委員会は研究委員会研究員（以下「研究員」という。）で構成する。

3 研究員は、協議会が採択地区市町教育委員会の意見を聞いて選考し、種目ごとに3人以上を委嘱する。この場合、種目を兼ねて委嘱することができる。

4 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は研究員となることができない。

5 研究員は、見本の送付があった全ての教科用図書の調査研究を行い、調査研究の結果を取りまとめた研究報告書を作成し、協議会の会長に提出する。

6 各種目の研究員は研究調査結果を協議会の会議に報告する。

7 研究員の任期は、採択地区協議会が採択地区市町教育委員会へ第12条の通知をした日までとする。ただし、任期の途中で研究員が交代した場合における後任の研究員の任期は、前任者の残任期間とする。

8 研究委員会の会議は、協議会長が招集する。

第5章 議事録及び資料の公表

第14条 協議会の会議の議事録及び前条第5項の研究報告書については、採択地区市町教育委員会において、教科用図書を採択した後、遅滞なく公表する。

第6章 経費の支弁の方法

第15条 協議会に要する費用は、関係市町の協議により決定した額を関係市町が負担する。

第7章 その他

第16条 この規約に定めるものの他、必要な事項は、採択地区市町教育委員会が協議して定める。

附 則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年6月1日から施行する。

議案第16号

平成28年度かほく市教育委員会点検及び評価報告書について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定に基づき、別冊の平成28年度かほく市教育委員会点検及び評価報告書を、議会に報告したいので、審議願いたく提案する。

平成28年5月24日提出

かほく市教育委員会教育長 山越 充

議案第 17 号

河北採択地区協議会委員の委嘱について

河北採択地区協議会規約第 5 条第 1 項の規定により、次の者を河北採択地区協議会委員に委嘱する。

氏 名	備 考

平成 29 年 5 月 24 日提出

かほく市教育委員会教育長 山越 充